

成田市地域防災計画新旧対照表【災害応急対策編\_震災対策計画】

現行			改正案																				
第1章 震災対策計画 第1節 災害応急活動体制 1 市職員の配備 (1) 配備基準 (略)			第1章 震災対策計画 第1節 災害応急活動体制 1 市職員の配備 (1) 配備基準 (略)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>災害対策本部の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td>警戒</td> <td rowspan="2">                             ○ 市内の震度が「5弱」を記録したとき（自動配備）                              ○ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき                         </td> <td rowspan="2">                             災害対策本部を設置せずに、総務部長指揮の下、平常時での体制で活動に当たる。                         </td> </tr> <tr> <td>配備</td> </tr> </tbody> </table>			配備種別		配備基準	災害対策本部の設置	警戒体制	警戒	○ 市内の震度が「5弱」を記録したとき（自動配備） ○ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき	災害対策本部を設置せずに、総務部長指揮の下、平常時での体制で活動に当たる。	配備	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>災害対策本部の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td>警戒</td> <td rowspan="2">                             ○ 市内の震度が「5弱」を記録したとき（自動配備）                              ○ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき                              ○ <u>市内で長周期地震動の階級3以上を記録したとき（自動配備）</u> </td> <td rowspan="2">                             災害対策本部を設置せずに、総務部長指揮の下、平常時での体制で活動に当たる。                         </td> </tr> <tr> <td>配備</td> </tr> </tbody> </table>			配備種別		配備基準	災害対策本部の設置	警戒体制	警戒	○ 市内の震度が「5弱」を記録したとき（自動配備） ○ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき ○ <u>市内で長周期地震動の階級3以上を記録したとき（自動配備）</u>	災害対策本部を設置せずに、総務部長指揮の下、平常時での体制で活動に当たる。	配備
配備種別		配備基準	災害対策本部の設置																				
警戒体制	警戒	○ 市内の震度が「5弱」を記録したとき（自動配備） ○ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき	災害対策本部を設置せずに、総務部長指揮の下、平常時での体制で活動に当たる。																				
	配備																						
配備種別		配備基準	災害対策本部の設置																				
警戒体制	警戒	○ 市内の震度が「5弱」を記録したとき（自動配備） ○ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき ○ <u>市内で長周期地震動の階級3以上を記録したとき（自動配備）</u>	災害対策本部を設置せずに、総務部長指揮の下、平常時での体制で活動に当たる。																				
	配備																						
(略)			(略)																				

現行				改正案			
2 警戒体制 (1) 警戒体制の配備 (略) ア 活動概要 (略) <b>■警戒体制の活動概要</b>				2 警戒体制 (1) 警戒体制の配備 (略) ア 活動概要 (略) <b>■警戒体制の活動概要</b>			
配備種別	活動内容	指揮者	配備を要する部署	配備種別	活動内容	指揮者	配備を要する部署
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害情報の収集・伝達</li> <li>○ 関係機関との連絡調整</li> <li>○ 災害応急活動</li> <li>○ 必要に応じて避難所の開設</li> </ul>	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画政策部（広報課）</li> <li>・ 総務部（危機管理課、総務課、行政管理課、管財課、契約検査課）</li> <li>・ 市民生活部（下総・大栄支所）</li> <li>・ 土木部（土木課、道路管理課、下水道課）</li> <li>・ 経済部（農政課）</li> <li>・ 水道部（業務課、工務課）</li> <li>・ 消防本部（消防計画による）</li> <li>・ その他の部（必要に応じて）</li> <li>・ <u>避難所担当（必要に応じて）</u></li> </ul>	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害情報の収集・伝達</li> <li>○ 関係機関との連絡調整</li> <li>○ 災害応急活動</li> <li>○ 必要に応じて避難所の開設</li> </ul>	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画政策部（広報課）</li> <li>・ 総務部（危機管理課、総務課、行政管理課、管財課、契約検査課）</li> <li>・ 市民生活部（下総・大栄支所）</li> <li>・ 土木部（土木課、道路管理課、下水道課）</li> <li>・ 経済部（農政課）</li> <li>・ 水道部（業務課、工務課）</li> <li>・ 消防本部（消防計画による）</li> <li>・ その他の部（必要に応じて）</li> <li>・ <u>教育部及び避難所の施設所管課、避難所担当職員（避難所を開設する場合）</u></li> </ul>

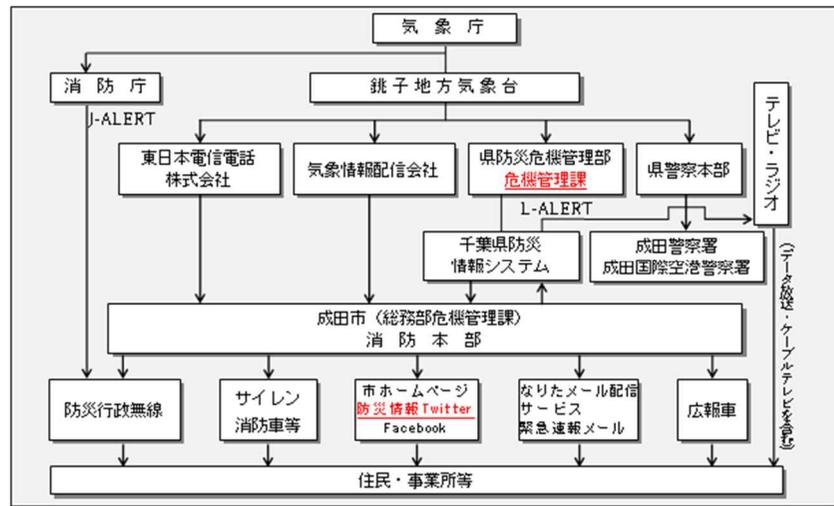
現行		改正案																									
(4) 災害対策本部の組織編成、事務分掌 (略)		(4) 災害対策本部の組織編成、事務分掌 (略)																									
<b>■災害対策本部の事務分掌</b>		<b>■災害対策本部の事務分掌</b>																									
<b>【水道部】</b> ◎水道部長 <b>■業務課</b>	工務課 ・市内の応急給水に関する事 ・水道事業者の相互応援に関する事 ・水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ・他水道事業者（ <b>県水道局</b> 含む）との連絡調整に関する事	<b>【水道部】</b> ◎水道部長 <b>■業務課</b>	工務課 ・市内の応急給水に関する事 ・水道事業者の相互応援に関する事 ・水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ・他水道事業者（ <b>県企業局</b> 含む）との連絡調整に関する事																								
第3節 情報の収集・伝達 1 通信の確保 (略) (2) 通信機能の確保 (略) <b>■市の主な通信手段</b>		第3節 情報の収集・伝達 1 通信の確保 (略) (2) 通信機能の確保 (略) <b>■市の主な通信手段</b>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">主な通信手段</th> <th>主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">通信系</td> <td>一般加入電話・FAX</td> <td>本庁舎、防災関係機関、住民</td> </tr> <tr> <td>災害時優先電話</td> <td>本庁舎、防災関係機関、国等</td> </tr> <tr> <td>千葉県防災情報システム</td> <td>本庁舎、県内主要防災関係機関、国等</td> </tr> <tr> <td>MCA無線機</td> <td>本庁舎、市内主要防災関係機関、現場等</td> </tr> </tbody> </table>		主な通信手段		主な通信区間	通信系	一般加入電話・FAX	本庁舎、防災関係機関、住民	災害時優先電話	本庁舎、防災関係機関、国等	千葉県防災情報システム	本庁舎、県内主要防災関係機関、国等	MCA無線機	本庁舎、市内主要防災関係機関、現場等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">主な通信手段</th> <th>主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">通信系</td> <td>一般加入電話・FAX</td> <td>本庁舎、防災関係機関、住民</td> </tr> <tr> <td>災害時優先電話</td> <td>本庁舎、防災関係機関、国等</td> </tr> <tr> <td>千葉県防災情報システム</td> <td>本庁舎、県内主要防災関係機関、国等</td> </tr> <tr> <td>MCA無線機</td> <td>本庁舎、市内主要防災関係機関、現場等</td> </tr> </tbody> </table>		主な通信手段		主な通信区間	通信系	一般加入電話・FAX	本庁舎、防災関係機関、住民	災害時優先電話	本庁舎、防災関係機関、国等	千葉県防災情報システム	本庁舎、県内主要防災関係機関、国等	MCA無線機	本庁舎、市内主要防災関係機関、現場等
主な通信手段		主な通信区間																									
通信系	一般加入電話・FAX	本庁舎、防災関係機関、住民																									
	災害時優先電話	本庁舎、防災関係機関、国等																									
	千葉県防災情報システム	本庁舎、県内主要防災関係機関、国等																									
	MCA無線機	本庁舎、市内主要防災関係機関、現場等																									
主な通信手段		主な通信区間																									
通信系	一般加入電話・FAX	本庁舎、防災関係機関、住民																									
	災害時優先電話	本庁舎、防災関係機関、国等																									
	千葉県防災情報システム	本庁舎、県内主要防災関係機関、国等																									
	MCA無線機	本庁舎、市内主要防災関係機関、現場等																									

現行			改正案		
	消防通信	本庁舎、消防本部、消防署等		消防通信	本庁舎、消防本部、消防署等
放送系	防災行政無線(同報系)	本庁舎→市内各所、市出先機関	放送系	防災行政無線(同報系)	本庁舎→市内各所、市出先機関
	広報車の巡回	本庁舎、消防本部、消防署、消防団、警察署等 → 市内各所		広報車の巡回	本庁舎、消防本部、消防署、消防団、警察署等 → 市内各所
その他	インターネット（市ホームページ、 <u>防災情報Twitter</u> 、 <u>Facebook</u> ） メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）		その他	インターネット（市ホームページ、 <u>防災情報X（旧Twitter）</u> 、 <u>Facebook</u> ） メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）	
2 地震情報の収集・伝達 (略)			2 地震情報の収集・伝達 (略)		
■地震情報の種類と内容			■地震情報の種類と内容		
種 類	内 容		種 類	内 容	
緊急地震速報	<u>緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、最大深度が5弱以上と予想された場合に、震度4以上が予想される地域を対象に、可能な限り素早く知らせる情報である。</u>		緊急地震速報	<u>ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域となる。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</u>	
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を発表する。この情報は、 <u>気象庁より「防災情報提供システム」及び報道機関等</u> を通じて伝達される。		震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を発表する。この情報は、報道機関等を通じて伝達される。	
(略)			(略)		

現行		改正案	
震源・震度に関する情報	<p><u>以下のいずれかを満たした場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度3以上</li> <li>・津波警報又は注意報発表時</li> <li>・若干の海面変動が予想される場合</li> <li>・緊急地震速報（警報）を発表した場合</li> </ul> <p><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</u></p>	震源・震度情報	<p><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表する。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。</u></p> <p><u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。</u></p>
各地の震度に関する情報	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。</p> <p>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</p>	(削除)	(削除)
(新規)	(新規)	長周期地震動に関する観測情報	<p><u>長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。</u></p>
(新規)	(新規)	遠地地震に関する情報	<p><u>国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上や都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表する。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。また、国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表する。</u></p>

現行		改正案	
(略)	(略)	(略)	(略)
(新規)	(新規)	推計震度分布図	震度5弱以上で発表する。観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。

■地震関連情報の主な伝達系統

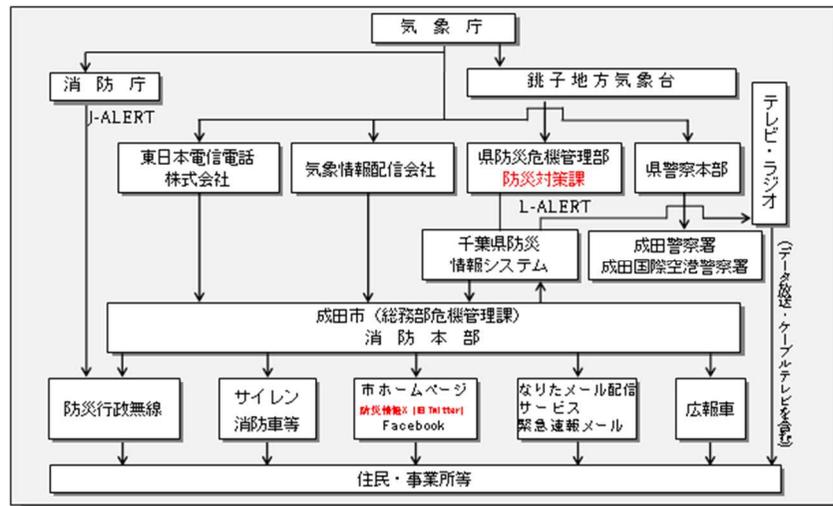


3 災害情報等の収集

(略)

(2) 被害調査の実施体制

■地震関連情報の主な伝達系統



3 災害情報等の収集

(略)

(2) 被害調査の実施体制

現行		改正案	
(略)		(略)	
■調査項目と担当部署・関係機関		■調査項目と担当部署・関係機関	
調査項目	担当部署	調査項目	担当部署
関係機関		関係機関	
(略)		(略)	
その他の被害	電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況	その他の被害	東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、(一社)千葉県LPガス協会、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、京成電鉄(株)、芝山鉄道(株)
(略)		(略)	
4 情報のとりまとめ、報告		4 情報のとりまとめ、報告	
(略)		(略)	
(3) 県への報告		(3) 県への報告	
(略)		(略)	
ウ 報告先		ウ 報告先	
総務部は、災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、原則として千葉県防災情報システムを使用して県本部事務局(危機管理課)に報告する。システムが使用不能又は「千葉県危機管理情報共有要綱」に別途規定がある場合は、電子メール、電話又はFAX等の代替手段を使用して県本部事務局に対し報告を行う。		総務部は、災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、原則として千葉県防災情報システムを使用して県本部事務局(防災対策課)に報告する。システムが使用不能又は「千葉県危機管理情報共有要綱」に別途規定がある場合は、電子メール、電話又はFAX等の代替手段を使用して県本部事務局に対し報告を行う。	

現行		改正案	
(略)		(略)	
■千葉県庁連絡先（平常時）		■千葉県庁連絡先（平常時）	
勤務時間内	防災危機管理部 <b>危機管理課</b> 災害対策室	勤務時間内	防災危機管理部 <b>防災対策課</b> 災害対策室
	東日本電信電話 (株) 043 (223) 2175 東日本電信電話 (株) FAX 043 (222) 1127 防災行政無線 (地上系)500-7320、(衛星系)012-500-7320 防災行政無線 (地上系)500-7298、(衛星系)012-500-7298 FAX		東日本電信電話 (株) 043 (223) 2175 東日本電信電話 (株) FAX 043 (222) 1127 防災行政無線 (地上系)500-7320、(衛星系)012-500-7320 防災行政無線 (地上系)500-7298、(衛星系)012-500-7298 FAX
勤務時間外	防災危機管理部 <b>危機管理課</b> (県防災行政無線統制室)	勤務時間外	防災危機管理部 <b>防災対策課</b> (県防災行政無線統制室)
	東日本電信電話 (株) 043 (223) 2178 東日本電信電話 (株) FAX 043 (222) 5219 防災行政無線 (地上系)500-7225、(衛星系)012-500-7225 防災行政無線 (地上系)500-7110、(衛星系)012-500-7110 FAX		東日本電信電話 (株) 043 (223) 2178 東日本電信電話 (株) FAX 043 (222) 5219 防災行政無線 (地上系)500-7225、(衛星系)012-500-7225 防災行政無線 (地上系)500-7110、(衛星系)012-500-7110 FAX
■千葉県庁連絡先（災害時）		■千葉県庁連絡先（災害時）	
災害対策本部 【設置前】	防災危機管理部 <b>危機管理課</b>	災害対策本部 【設置前】	防災危機管理部 <b>防災対策課</b>
	東日本電信電話 (株) 043 (223) 2175 東日本電信電話 (株) FAX 043 (222) 1127 防災行政無線 500-7320 防災行政無線 FAX <b>500-7630</b>		東日本電信電話 (株) 043 (223) 2175 東日本電信電話 (株) FAX 043 (222) 1127 防災行政無線 500-7320 防災行政無線 FAX <b>500-7298</b>
災害対策本部	千葉県災害対策本部事務局	災害対策本部	千葉県災害対策本部事務局

現行			改正案		
【設置後】	東日本電信電話（株） 東日本電信電話（株） FAX 防災行政無線 防災行政無線 FAX	043（223）3329 043（222）1127 500-7309 500-7630	【設置後】	東日本電信電話（株） 東日本電信電話（株） FAX 防災行政無線 防災行政無線 FAX	043（223）3329 043（222）1127 500-7309 500-7630
<p>(4) 収集・報告に当たっての留意事項 (略)</p> <p>■被害情報等の収集・報告の流れ</p> <p>The flowchart shows the reporting process from disaster sites to the national level. It includes entities like the Chiba Prefecture Disaster Response Headquarters, Chiba Prefecture Disaster Information System Server, and various branches and departments. Reporting routes are indicated for phone/FAX and the Chiba Prefecture Disaster Information System.</p>			<p>(4) 収集・報告に当たっての留意事項 (略)</p> <p>■被害情報等の収集・報告の流れ</p> <p>The flowchart is identical to the current one but with a change in the disaster response headquarters: '災害対策本部事務局 (危機管理課)' is replaced by '災害対策本部事務局 (防災対策課)'.</p>		
<p>(5) 被災者台帳の作成・活用 (略)</p> <p>ア 被災者台帳の作成</p>			<p>(5) 被災者台帳の作成・活用 (略)</p> <p>ア 被災者台帳の作成</p>		

現行		改正案	
(略)		(略)	
■被災者台帳の記載項目		■被災者台帳の記載項目	
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民基本台帳</li> <li>○ <b>避難行動要支援者全体名簿</b></li> <li>○ 罹災台帳（被災家屋認定調査結果）</li> </ul>	基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民基本台帳</li> <li>○ <b>避難行動要支援者名簿</b></li> <li>○ 罹災台帳（被災家屋認定調査結果）</li> </ul>
付加情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 罹災証明書発行記録</li> <li>○ 被災者生活再建支援金、義援金等の支給記録</li> <li>○ 各種税金・公共料金等の減免申請記録</li> <li>○ 応急仮設住宅への入居、被災住宅の応急修理等の申請記録</li> </ul>	付加情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 罹災証明書発行記録</li> <li>○ 被災者生活再建支援金、義援金等の支給記録</li> <li>○ 各種税金・公共料金等の減免申請記録</li> <li>○ 応急仮設住宅への入居、被災住宅の応急修理等の申請記録</li> </ul>
5 広報活動 (略)		5 広報活動 (略)	
(3) 広報内容 (略)		(3) 広報内容 (略)	
■主な広報媒体		■主な広報媒体	
種別	主な広報媒体	種別	主な広報媒体
同報系	同報系防災行政無線	同報系	同報系防災行政無線
	広報車による巡回放送		広報車による巡回放送
	ラジオ、テレビ放送		ラジオ、テレビ放送
更新系	インターネット広報（市ホームページ、 <b>防災情報Twitter</b> 、Facebook等への掲示）	更新系	インターネット広報（市ホームページ、 <b>防災情報 X（旧Twitter）</b> 、Facebook等への掲示）
	所管する機関		所管する機関
	対策本部事務局		対策本部事務局
	企画政策部、消防本部、消防団、警察		企画政策部、消防本部、消防団、警察
	放送事業者へ要請		放送事業者へ要請
	企画政策部		企画政策部

現行			改正案		
	メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）による広報	企画政策部		メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）による広報	企画政策部
紙面系	広報紙、チラシの発行	企画政策部	紙面系	広報紙、チラシの発行	企画政策部
	公共施設等の掲示版	市各部、防災関係機関		公共施設等の掲示版	市各部、防災関係機関
	新聞記事	報道機関		新聞記事	報道機関
<p>7 住民相談 （略） （2）安否情報の照会対応 ア 安否情報の収集、管理 市は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難者名簿、医療救護診療記録、<u>避難行動要支援者全体名簿</u>による安否確認結果、行方不明者名簿等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。</p>			<p>7 住民相談 （略） （2）安否情報の照会対応 ア 安否情報の収集、管理 市は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難者名簿、医療救護診療記録、<u>避難行動要支援者名簿</u>による安否確認結果、行方不明者名簿等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。</p>		
<p>第4節 救急救助・消防・水防活動 3 水防活動 水害のおそれがある場合は、<u>市水防計画</u>に準じて水防活動を行うが、地震時には河川施設の被害状況に応じて、施設等の監視、操作及び防ぎょ活動を行う。</p>			<p>第4節 救急救助・消防・水防活動 3 水防活動 水害のおそれがある場合は、<u>「災害応急対策編 第2章 第4節 3 水防計画」</u>に準じて水防活動を行うが、地震時には河川施設の被害状況に応じて、施設等の監視、操作及び防ぎょ活動を行う。</p>		

現行		改正案	
第6節 交通の確保・緊急輸送 1 緊急輸送道路の確保 (略) (4) 交通規制の実施 (略) イ 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路 (略) <b>■市内の緊急輸送道路</b>		第6節 交通の確保・緊急輸送 1 緊急輸送道路の確保 (略) (4) 交通規制の実施 (略) イ 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路 (略) <b>■市内の緊急輸送道路</b>	
路線区分	目的	路線名	
(略)		(略)	
2次路線	1次路線と市町村役場、主要な防災拠点を相互に連絡する幹線的な国・県道、市町村道	主要地方道成田松尾線、主要地方道成田小見川鹿島港線、一般県道大栄栗源干潟線	主要地方道成田松尾線、主要地方道成田小見川鹿島港線、一般県道大栄栗源干潟線、 <u>市道J R成田駅前線</u> 、 <u>市道花崎町栗山線</u> 、 <u>市道北羽鳥餅井田線</u>
3 運転者のとるべき措置 (略)		3 運転者のとるべき措置 (略)	
<b>■運転者の対応措置</b>		<b>■運転者の対応措置</b>	
○ 走行中の車両の運転者は、以下の行動をとること。		○ 走行中の車両の運転者は、以下の行動をとること。	

現行	改正案
<p><u>・直ちに、車両を道路の左側に停止させること。</u></p> <p><u>・停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。</u></p> <p>・車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p> <p>○ 避難のために車両を使用しないこと。</p> <p>○ 通行禁止区域等においては、以下の措置をとること。</p> <p><u>・車両を道路外の場所に置くこと。</u></p> <p><u>・道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。</u></p> <p>・速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>・できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</u></p> <p><u>・停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</u></p> <p><u>・引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。</u></p> <p>・車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p> <p>○ 避難のために車両を使用しないこと。</p> <p>○ 通行禁止区域等においては、以下の措置をとること。</p> <p><u>・速やかに、車両を次の場所に移動させること。</u></p> <p><u>(1) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</u></p> <p><u>(2) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所</u></p> <p>・速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p><u>・通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること(その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執る</u></p>

現行	改正案
<p>第7節 避難対策</p> <p>5 避難所の運営 (略)</p> <p>(4) 避難所における要配慮者への配慮 <u>教育部は、福祉部と連携して、</u>要配慮者にとって避難所での生活ができる限り支障の少ないものとなるよう、以下の事項に配慮する。 (略)</p> <p>(5) 避難所における女性への配慮 <u>教育部は、</u>避難所運営に当たっては、以下の事項に配慮する。 (略)</p> <p>(9) ペット同伴者への対応 教育部は、環境部と連携し、ペット同伴者に対し「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、<u>平成29年7月</u>）」、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省、<u>平成25年6月改訂</u>）」を参考に、ペットの収容場所を確保する。</p>	<p><u>ことができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。)</u></p> <p>第7節 避難対策</p> <p>5 避難所の運営 (略)</p> <p>(4) 避難所における要配慮者への配慮 <u>市は、</u>要配慮者にとって避難所での生活ができる限り支障の少ないものとなるよう、以下の事項に配慮する。 (略)</p> <p>(5) 避難所における女性への配慮 <u>市は、</u>避難所運営に当たっては、以下の事項に配慮する (略)</p> <p>(9) ペット同伴者への対応 教育部は、環境部と連携し、ペット同伴者に対し「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、<u>令和4年3月</u>）」、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省、<u>平成25年6月</u>）」、「<u>人とペットの災害対策ガイドライン（環境省、平成30</u></p>

現行	改正案
<p>(略)</p> <p>なお、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、環境部は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）及び（公社）千葉県獣医師会等と連携しボランティア団体等の協力を得て、適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>第9節 防疫・清掃・廃棄物処理</p> <p>1 防疫活動</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>市は、防災関係機関と協力し、被災地及び避難所における感染症患者又は<u>保菌者</u>の早期発見に努め、感染症患者を発見したときは、健康こども部は、直ちに印旛保健所（印旛健康福祉センター）に報告し、以下の措置を実施する。</p> <p>4 廃棄物の処理</p> <p>災害時は、通常の体制では処理しきれない廃棄物の発生が予想される。<u>市では県の方針にしたがってこれらを速やかに収集し、処理等を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>年3月</u>」を参考に、ペットの収容場所を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、環境部は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）及び（公社）千葉県獣医師会等と連携しボランティア団体等の協力を得て、適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護・<u>管理</u>及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>第9節 防疫・清掃・廃棄物処理</p> <p>1 防疫活動</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>市は、防災関係機関と協力し、被災地及び避難所における感染症患者又は<u>無症状病原体保有者</u>の早期発見に努め、感染症患者を発見したときは、健康こども部は、直ちに印旛保健所（印旛健康福祉センター）に報告し、以下の措置を実施する。</p> <p>4 廃棄物の処理</p> <p>災害時は、通常の体制では処理しきれない廃棄物の発生が予想される。<u>市ではこれらを速やかに収集し、処理等を行う。</u></p> <p>(略)</p>

現行	改正案
<p>6 動物対策</p> <p>(2) 放浪動物への対応</p> <p>印旛保健所（印旛健康福祉センター）及び千葉県動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出したりした場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及び<b>ボランティア</b>との連携により、これら動物を救助及び保護する。</p> <p>また、<b>危険動物</b>が施設から<b>逃亡</b>した場合は、人への危害を防止するため、飼養員、警察その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>（略）</p> <p>第10節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬</p> <p>1 行方不明者の捜索</p> <p>(1) 捜索依頼・届出等</p> <p>（略）</p> <p>■行方不明者の捜索依頼・届出等の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市役所内の相談窓口で届出を受け付ける。</li> <li>○ 届出を受けたときは、行方不明者の特徴について詳細に聴き取り、<u>記録する。</u></li> <li>○ <u>届出</u>を整理し、要搜索者名簿を作成し、本部長に報告する。</li> <li>○ 要搜索者名簿を消防本部及び警察署長に送付する。</li> </ul>	<p>6 動物対策</p> <p>(2) 放浪動物への対応</p> <p>印旛保健所（印旛健康福祉センター）及び千葉県動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出したりした場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及び<b>ボランティア</b>との連携により、これら動物を救助及び保護する。</p> <p>また、<b>人に危害を加える恐れがある動物（特定動物等）</b>が施設から<b>逸走</b>した場合は、人への危害を防止するため、飼養員、警察その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>（略）</p> <p>第10節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬</p> <p>1 行方不明者の捜索</p> <p>(1) 捜索依頼・届出等</p> <p>（略）</p> <p>■行方不明者の捜索依頼・届出等の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市役所内の相談窓口で届出を受け付ける。</li> <li>○ 届出を受けたときは、行方不明者の特徴について詳細に聴き取り、<u>行方不明者等受付簿を作成する。</u></li> <li>○ <u>行方不明者等受付簿</u>を整理し、要搜索者名簿を作成し、本部長に報告する。</li> </ul>

現行	改正案																
<p data-bbox="398 288 1084 320">&lt;資料編【様式】 1-8-1 行方不明者等受付簿&gt;</p> <p data-bbox="237 480 633 512">第13節 災害派遣・応援要請</p> <p data-bbox="237 528 633 560">3 自衛隊の災害派遣・受入れ</p> <p data-bbox="309 576 365 608">(略)</p> <p data-bbox="253 624 495 655">(1) 災害派遣要請</p> <p data-bbox="293 671 689 703">ア 災害派遣要請の手続き方法</p> <p data-bbox="309 719 365 751">(略)</p> <p data-bbox="237 767 745 799">■知事への災害派遣要請の手続きの内容</p> <table border="1" data-bbox="241 810 1084 922"> <tr> <td data-bbox="241 810 465 863">提出（連絡）先</td> <td data-bbox="465 810 1084 863">県防災危機管理部 <u>危機管理課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="241 863 1084 922">(略)</td> </tr> </table> <p data-bbox="237 975 577 1007">4 自治体等への応援要請</p> <p data-bbox="253 1023 521 1054">(1) 県への応援要請</p> <p data-bbox="309 1070 365 1102">(略)</p> <p data-bbox="237 1118 546 1150">■県への応援要請手続き</p> <table border="1" data-bbox="241 1161 1084 1278"> <tr> <td data-bbox="241 1161 465 1214">要 請 先</td> <td data-bbox="465 1161 1084 1214">県防災危機管理部 <u>危機管理課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="241 1214 1084 1278">(略)</td> </tr> </table>	提出（連絡）先	県防災危機管理部 <u>危機管理課</u>	(略)		要 請 先	県防災危機管理部 <u>危機管理課</u>	(略)		<p data-bbox="1122 288 1783 320">○ 要搜索者名簿を消防本部及び警察署長に送付する。</p> <p data-bbox="1267 352 1962 384">&lt;資料編【様式】 1-8-1 行方不明者等受付簿&gt;</p> <p data-bbox="1361 400 1962 432"><u>&lt;資料編【様式】 1-8-2 要搜索者名簿&gt;</u></p> <p data-bbox="1111 496 1507 528">第13節 災害派遣・応援要請</p> <p data-bbox="1111 544 1507 576">3 自衛隊の災害派遣・受入れ</p> <p data-bbox="1182 592 1238 624">(略)</p> <p data-bbox="1126 639 1368 671">(1) 災害派遣要請</p> <p data-bbox="1167 687 1563 719">ア 災害派遣要請の手続き方法</p> <p data-bbox="1182 735 1238 767">(略)</p> <p data-bbox="1111 783 1619 815">■知事への災害派遣要請の手続きの内容</p> <table border="1" data-bbox="1115 826 1957 938"> <tr> <td data-bbox="1115 826 1339 879">提出（連絡）先</td> <td data-bbox="1339 826 1957 879">県防災危機管理部 <u>防災対策課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1115 879 1957 938">(略)</td> </tr> </table> <p data-bbox="1111 991 1451 1023">4 自治体等への応援要請</p> <p data-bbox="1126 1038 1395 1070">(1) 県への応援要請</p> <p data-bbox="1182 1086 1238 1118">(略)</p> <p data-bbox="1111 1134 1420 1166">■県への応援要請手続き</p> <table border="1" data-bbox="1115 1177 1957 1294"> <tr> <td data-bbox="1115 1177 1339 1230">要 請 先</td> <td data-bbox="1339 1177 1957 1230">県防災危機管理部 <u>防災対策課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1115 1230 1957 1294">(略)</td> </tr> </table>	提出（連絡）先	県防災危機管理部 <u>防災対策課</u>	(略)		要 請 先	県防災危機管理部 <u>防災対策課</u>	(略)	
提出（連絡）先	県防災危機管理部 <u>危機管理課</u>																
(略)																	
要 請 先	県防災危機管理部 <u>危機管理課</u>																
(略)																	
提出（連絡）先	県防災危機管理部 <u>防災対策課</u>																
(略)																	
要 請 先	県防災危機管理部 <u>防災対策課</u>																
(略)																	

現行	改正案
<p>第18節 要配慮者への対応</p> <p>■対策の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 要配慮者は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。</li> <li>➤ 国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」及び、県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（平成28年3月）」等に基づき、社会福祉施設の管理者や（福）成田市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、<u>高齢者相談員</u>、ボランティア等と連携して要配慮者の支援に当たる。</li> <li>➤ 要配慮者の避難誘導・支援は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、<u>高齢者相談員</u>、消防団等の<u>避難支援者</u>と連携し、実施する。</li> <li>➤ 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。</li> <li>➤ 必要に応じて、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。</li> </ul>	<p>第18節 要配慮者への対応</p> <p>■対策の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 要配慮者は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。</li> <li>➤ 国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」及び、県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（<u>令和4年3月改訂</u>）」等に基づき、社会福祉施設の管理者や（福）成田市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、<del>高齢者相談員</del>、ボランティア等と連携して要配慮者の支援に当たる。</li> <li>➤ 要配慮者の避難誘導・支援は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、<del>高齢者相談員</del>、消防団等の<u>避難支援等関係者</u>と連携し、実施する。</li> <li>➤ 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。</li> <li>➤ 必要に応じて、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。</li> </ul>

現行	改正案
<p>第19節 帰宅困難者等対策</p> <p>5 徒歩帰宅支援等</p> <p>シティプロモーション部は、事業者の任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。</p> <p>また、シティプロモーション部、対策本部事務局、市民生活部、都市部は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをメール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）、<a href="#">防災情報 Twitter</a>、ホームページ等により情報提供を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第19節 帰宅困難者等対策</p> <p>5 徒歩帰宅支援等</p> <p>シティプロモーション部は、事業者の任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。</p> <p>また、シティプロモーション部、対策本部事務局、市民生活部、都市部は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをメール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）、<a href="#">防災情報 X (旧 Twitter)</a>、ホームページ等により情報提供を行う。</p> <p><u>第20節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</u></p> <p><u>1 総則</u></p> <p><u>(1) 推進計画の目的</u></p> <p><u>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下、この節において「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、本市における、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する事項等を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>(2) 定義</u></p> <p><u>次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p>

現行	改正案
	<p><u>ア 後発地震</u>  <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でM7以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。</u></p> <p><u>イ 北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>  <u>日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。</u></p> <p><u>2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</u>  <u>本市は、法第3条第1項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下、この節において「推進地域」という。）として指定されている。（令和4年10月3日内閣府告示第99号）</u></p> <p><u>3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</u>  <u>市、県のほか防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、「共通編 第1章 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。</u></p>

現行	改正案
	<p><u>4 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</u>  地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項は、「共通編 第1章 第2節 2 防災体制の強化」、「共通編 第2章 第6節 都市防災」、「共通編 第2章 第7節 3 飲料水の給水体制の整備から6 緊急輸送の環境整備」、「災害応急対策編 第1章 第6節 1 緊急輸送道路の確保」に準ずる。</p> <p><u>5 関係者との連携協力の確保に関する事項</u>  関係者との連携協力の確保に関する事項は、「災害応急対策編 第1章 第13節 災害派遣・応援要請」に準ずる。</p> <p><u>6 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</u>  <u>(1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等</u>  <u>ア 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達</u>  市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき、防災行政無線やメール配信サービス等を活用し、市民に対して情報を発信するものとする。  <u>イ 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたときの活動体制等</u>  市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合は、直ちに県に準じた警戒配備体制をとるとともに、災害対策本部</p>

現行	改正案
	<p><u>等の設置の準備及び必要な措置を講じ、社会的混乱の発生に備える。</u></p> <p><u>(2) 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</u>  市は、<u>防災行政無線やメール配信サービス等を活用し、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。</u></p> <p><u>(3) 災害応急対策をとるべき期間</u>  市は、<u>後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</u></p> <p><u>(4) 市のとるべき措置</u>  市は、<u>後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。</u>  <u>また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。</u></p> <p><u>(後発地震に対して注意する措置)</u>  ・<u>家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震への備えの再確認</u></p>

現行	改正案
	<p><u>・避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え</u></p> <p><u>・施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止、</u></p> <p><u>点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u></p> <p><u>・個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u></p> <p><u>7 防災訓練に関する事項</u></p> <p><u>防災訓練に関する事項は、「共通編 第2章 第1節 3 防災訓練の充実」に準ずる。</u></p> <p><u>8 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u></p> <p><u>地震防災上必要な教育及び広報に関する事項は、「共通編 第2章 第1節 1 防災教育、4 防災広報の充実」に準ずる。</u></p>